

[事案 27-270] 契約無効請求

・平成 28 年 10 月 31 日 和解成立

<事案の概要>

本件契約は、加入の際に示した意向に沿わない内容であったことなどを理由として、既払込保険料の返還を求めて申立てのあったもの。

<申立人の主張>

平成 17 年 7 月に契約した利率変動型積立終身保険について、以下の理由により、既払込保険料の返還をしてほしい。

- (1) 既に参加していた共済の共済証書を募集人に示したうえで、終身保険については同様にしてほしいとの意向を伝えたにもかかわらず、募集人は契約が意向に沿っていないことを説明しなかった。
- (2) 募集人から、保障を継続するために更新が必要であるとの説明がなかった。

<保険会社の主張>

以下の理由により、申立人の請求に応じることはできない。

- (1) 募集人は他社の保険の保険証券を見せられておらず、申立人の意向としては、保険料を同程度にしてほしいということ以外は伝えられていない。
- (2) 募集人は保険料が一定であり更新が不要な全期型のプランでは保険料が高くなることを伝えたくて、更新型のプランを提案している。

<裁定の概要>

1. 裁定手続

裁定審査会は、当事者から提出された書面にもとづく審理の他、募集人の説明内容に不適切な点があったかどうかなど契約時の状況を把握するため、申立人および申立人配偶者に対して事情聴取を行った。なお、募集人については、陳述書の提出はあったが、既に退職しており、事情聴取を行うことができなかった。

2. 裁定結果

上記手続の結果、既払込保険料の返還は認められないが、本件は和解により解決を図るのが相当であると判断し、業務規程第 34 条 1 項にもとづき、和解案を当事者双方に提示し、その受諾を勧告したところ、同意が得られたので、和解契約書の締結をもって解決した。

- (1) 乗換契約においては、既契約の内容を確認するため募集人に証券が提示されることが十分に考えられる。しかし、募集人の事情聴取を実施することができなかったことから、この点を確認することはできず、また募集人の陳述書には、同人に確認を要する疑問箇所が複数あることなどを踏まえると、共済証書が募集人に提示されていたとまでは認定できないにしても、提示されていたと考えられる余地もある。
- (2) その結果、申立人の誤解は、共済契約と本件契約の違いに配慮した募集人の説明が不十分であったことに起因していた可能性も否定できない。